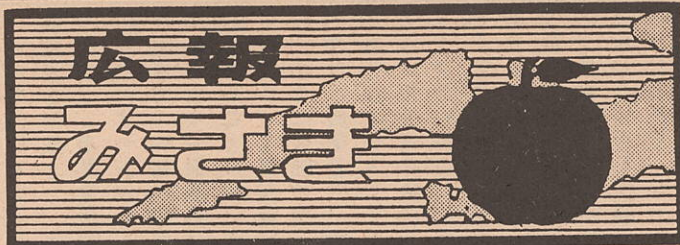


納税のお知らせ

9 月

国民健康保険税 (第3期分)



発行所 愛媛県三崎町役場 編集 三崎町役場総務課

世帯数 一、九九六 人口 六、三二〇 男 二、九三四 女 三、三八六 昭和五十五年 七月末現在

消防操法競技

町大会 八西大会 経過報告

◎町操法大会

三崎町・三崎町消防団主催で、八月十日関係者三百六十名参加のもと、盛大に挙行されました。

審査の結果、優勝及び入賞は次のとおり。(ポンプ車の部) 優勝 第十分団 (二名津)

(小型動力ポンプの部) 優勝 第十分団一部 (二名津)

二位 第十一分団一部 (名取)

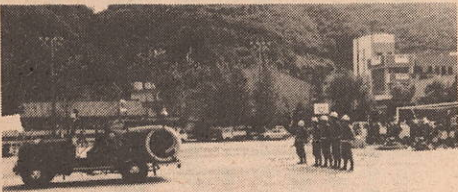
三位 第二分団 (三崎)

四位 第一分団 (三崎)

五位 第三分団 (高浦)

◎八西操法大会

三崎町消防操法大会に続き、八西消防連合会主催により(八月二十四)三瓶町中学校校庭において、八幡浜市・西宇和郡の各町よりポンプ車六台、小型動力ポンプ十二台の参加により盛大に開催されました。当町も三チーム参加し、その結果入賞はできませんでしたが、訓練のいきどろいでいることがうかがわれた。



町操法競技大会



診療所よりお知らせ

診療所改築のため、申小学校跡へ移転し診療を行なっています。夜間(午後六時三十分から翌日の午前八時)から翌日の午前八時までは、六〇〇番(医師住宅)へ御連絡下さい。

進めよう適材適所に身障者!!

9月は「心身障害者雇用促進月間」です。もう一度、皆さんで考えてみましょう。

職業自立に意欲を燃やし、社会活動に参加しましょう。

事業主の方へ あなたの理解で、適材適所に身障者、雇用の輪を広げましょう。

地域住民の方へ 身近かな、ふれあいです。障害者問題についての認識を深めま

「法の日」を迎えて

一、毎年十月一日は、「法の日」ということを御存じでしょうか。今回は、「法の日」について、その意義や制度のいきさつなどについて説明します。

二、個人の自由が保障されていることは、民主主義社会の生命ともいえるべきものです。その自由は、各人が勝手気ままに振る舞う自由を意味するものではありません。他の方々も、自己と同じだけの自由を持っているのですから、すべての人の自由が平等に尊重されるよう、各人の

また、法は、いかなる暴力をも否定しません。暴力の肯定は、法を軽んじ、自由を放棄することにつながります。このように、すべての個人が、自己の持つ人格的価値を完全に発揮すること、すなわち人間としての尊厳を確保するためのには、社会に法の支配が確立されなければなりません。更に、この法の支配の確立は、国際社会においても、世界平和の基盤になるものといえます。

自由の共存が図られなければなりません。法は、このような各人の自由の共存を図るために重要な役割を果たしているのです。したがって、民主主義の下における自由というものは、法の下において、法によって、その限界が定められているわけですから、民主主義国家における法は、個人の自由を単に隣人の侵害から守ることだけを目的とするものではなく、それと同時に、国などの違法な行為から個人の自由を守る役目も持っています。

三、「法の日」は、次のようないきさつで制定されました。昭和三十四年十月に開催された裁判所、検察庁、弁護士会の三者協議会において、「民主主義のもとに、自由と正義を守り、世界の平和を維持し、人類の福祉に貢献することは、われわれ日本国民のひとしく理想とし、念願とするところである。これがために、われわれは、法によって個人の基本的権利を擁護し、法によって社会秩序を確立しなければならぬ。さらにまた国際紛争も、この法の支配の原則によって解決されなければならない。よって、ここに、国をあげて法を尊重し、右の理想と念願を高揚するため十月一日を「法の日」と定めることを提議する。」という決議がされ、「法の日」の制定を撮唱しました。これを受けて、昭和三十五年六月、政府は、今後十月一日を「法の日」と定め、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日としました。

四、これに基づき、裁判所、法務省及び日本弁護士連合会では、昭和三十五年以来、毎年十月一日からの一週間を「法の日」週間として、全国各地でこの週間の趣旨の徹底を図るため、講演会や座談会など各地で、「法の日」週間中、多彩な行事が実施される予定です。尚、十月二日(木)午前十時から午後三時まで八幡浜裁判所におきまして無料法律相談所が開設されますのでお知らせいたします。

国民年金 国民年金には、サラリーマンの奥様も任意に加入できることを、あなたはご存知ですか。ご主人が加入している厚生年金や共済組合からの年金で、あなたは一応保障されていますが、国民年金に加入し、あなた自身も年金権が得られます。つまり、老齢(通算老齢)年金、障害年金を受け取ることができます。

絶景!清潔!安い! 国民年金保養センター 利用しましょう! 国民年金保養センター 総務課

国民年金保養センター うわじま 宇和島市丸穂天神 25-3000 (0895) 25-1021 電話 利用料金 泊一食付き 4,000円見当

お年寄りや障害者と税金 国の重要な仕事の一つに社会福祉の充実があり、お年寄りや身体の不自由な方などに対して、老齢福祉年金の給付や老人ホーム、心身障害者の保護施設の拡充などに力を入れています。税金の面で、いろいろな特典が設けられています。たとえば、お年寄りの方に対しては、所得税の老年者控除、老年者年金特別控除など、また、心身障害者の方に対しては、所得税の障害者控除、相続税の障害者控除などがあります。詳しいことは、最寄りの税務署、または税務相談室でお尋ねください。

住宅や住宅の用に供する土地を取得した方へ! 取得の日から遅くとも60日以内に申告すれば、不動産取得税が軽減されます。軽減される要件については、税務課におたずね下さい。

「離農給付金制度」が改正されました

「離農給付金制度」十年間延長

離農給付金制度とは、これまで、農業者年金に加入した農業者が、一定額を給付する制度です。すなわち、農業者年金事業は、経営規模要件等の一定の要件をそなえた農業者を対象とし、二十年以上（事業発足時の法令により五年から十九年までの短縮措置があります）保険料を納付することによって、事業発足時に、すでに老齢で加入できない農業者や、被用者年金に加入している人は農業者年金に加入できないので、これらの農業者が離農した場合に一時金を支給し、手放した農地等を専門的な農家に集積することをねらいとして設けられたもので、五十五年三月までに二万三千九百人の人が、この一時金を手にしています。

○どういう人が支給を受けることができるか

申請できる人は、農業者年金の被保険者でない人で、二十歳以上の経営主で、かつ引き続き五年以上農業を行なうか農業に従事している人です。ただし、次の人は除かれます。

○適格な経営移譲とは

離農給付金をもらう第二の要件としては、要件に合う経営移譲をしなければならないと給付金はもらえませんので十分に注意してください。

○経営移譲とは

一、農地等の権利を処分し終わる日（経営移譲終了日）のちよつと一年前の日（基準日）現在で、市街化区域内にある自作地を除く自作地の農地等の面積が三十アール以上ある人が、二、基準日以降に買

○相談や手続きは

離農給付金の支給を受けようとするときは、おのおの基準日に「離農計画書」を居住する農業委員会へ提出しておくことが必要です。くわしいことは農業委員・農業委員会へおたずねください。

この支給業務により、離農の相手方の経営規模拡大に効果をあげてきました。昭和五十五年五月十五日で終了することに対してこれを延長する必要があるとする国会での意見、農業団体からの要望等が強くあつて、さきの第九十一回国会で、今後、構造政策を展開していくうえで兼業農家等の保有する農地を専

業的な農家に集積していくことがますます重要となつてきているので、こうした方向に誘導するため制度の内容を直して、今後十年間実施することになりました。

業的な農家に集積していくことがますます重要となつてきているので、こうした方向に誘導するため制度の内容を直して、今後十年間実施することになりました。

経営移譲年金の支給要件としての経営移譲と離農給付金の支給要件としての経営移譲との比較対照表

対象者	基準日における状況	基準日以降における処分状況		離農時における状況	
		処分の相手方	処分の方法		
経営移譲年金	農業経営主 農業経営の用に供する自作地、小作（借入）地の合計が30アール以上である。	自作地	所有権の移転	○	処分相手方が第三者である場合に限り、10アール以上の自作地もしくは小作地を残すことができる。
			使用収益権の移転	○	
		小作（借入）地	所有権の移転	○	
			使用収益権の移転	○	
農業生産法人の構成員	〔法人の経営面積÷構成員十当該者（個人の経営面積）が30アール以上である。〕	持ち分の譲渡		○	同
		当該者が経営面積を有する場合は上記の方法により処分する		○	
離農給付金	市街化区域外に30アール以上の自作地がある。	自作地	所有権の移転	×	自留地として10アール以上の自作地もしくは小作地を残すことができる。
			使用収益権の設定	×	
		小作（借入）地	所有権の移転	×	
			使用収益権の移転	×	

は、基準日に農業経営に使っていた自作地、小作（借入）地を合わせて三十アール以上あればいいことになっていますが、離農給付金の場合には市街化区域外に三十アール以上の自作地がないと申請することができませんので注意してください。

○農地はどう処分するか

基準日から一年間で行う農地等の処分は、農地法の手続などによる、第三者への権利の移転が設定でなければなりません。

自作地……売り渡すか、貸す（所有権移転か）十年間以上の使用収益権の設定

小作地……その権利（借入地）を第三者に移すか、地主に返す（使用収益権の移転）

適格な第三者とは次のとおりです。

- ① 農業者年金の被保険者
- ② 農業協同組合、同連合会または農事組合法人
- ③ 地方公共団体
- ④ 農地保有合理化法人
- ⑤ 畜産共同利用施設
- ⑥ 設置運営等を行う法人
- ⑦ 農業者年金基金

なお、この第三者は複数でもよいことになっていません。

○いくらもらえるか

離農給付金の額は一律六十二万円です。原則として額のスライドはありません。

○いつまで実施するか

新制度は昭和五十五年五月十六日から昭和六十五年五月十五日までとなっています。

○給付金を返還させられることがあります

給付金は、次のような場合には返還になります。

- 一、離農給付金支給申請書に虚偽の記載をするなど、偽りその他不正の手段を使って給付金を受けたことが判明した場合。
- 二、給付金の受給者が三年以内に経営移譲した農地等以外の農地等取得（例えば小作地を返してもらった場合）して十アール以上の農業経営を行うこととなった場合、あるいは農業経営主や農業生産法人の組合員または社員にもどった場合（ただし、取得後一年以内に十アール未満になった場合には返還しなくてもよい）。

三、給付金の受給者が経営移譲した農地等をその本人あるいはその世帯員が取り戻した場合は、この場合はただちに給付金を返還しなければなりません。ただし、使用収益権の設定をした農地等が返還された場合は、その全部を一年以内に処分すれば返還しなくてもよい。

か消滅）

なお、すべての農地等を農地等として処分することが必要であり、強制収用等の場合を除いて転用は認められません。

また、基準日以降から農地法第三条の許可を受けて他人に貸し付けている農地等は、処分する必要があるが、三年以内に返ってきた場合は一年以内または第三者に処分しなければなりません。

さらに、小作地を地主が適格な第三者であるかどうかは問いません。

○だれに農地を処分するか

経営移譲の相手方は第三者に限られていません。直系卑属や農業経営を行つていて被用者年金に加入している人は除かれます。

10月1日国勢調査

私たちは日本に住んでいる

各家庭の皆様へお願い

10月1日より国勢調査が実施されます。つきましては各調査員が各家庭にお伺いしますのでご協力下さい。

みんなの街です。美しく
強いからの投げ捨てはめましよう。



Smokin' Clean

吸わない人への思いやり 大切なエチケットです

広報に対してのご意見がありましたらお聞かせ下さい。

連絡先 三崎町役場総務課